

松阪市産業支援センターからのお知らせ（令和5年8月4日）

松阪市産業支援センターです。

三重県が募集している「三重県エネルギー価格等高騰対応(賃上げ型)生産性向上・業態転換支援補助金」の締切が令和5年8月25日ですので、応募されます事業者の方は早い目のご準備をお願いします。

また、「IT導入補助金2023」の募集が8月1日より始まり、「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金(16次)」の受付が令和5年8月18日から始まります。

今後も、国・県、関係機関等のホームページに掲載されています新しい情報をお送りさせていただきますので、ご参考にしていただければ幸いです。

今後とも、松阪市産業支援センターをよろしくお願いいたします。

1.三重県エネルギー価格等高騰対応(賃上げ型)生産性向上・業態転換支援補助金の締切日が近づいてきました

https://www.pref.mie.lg.jp/SHINSAN/HP/m0143000177_00019.htm

2.IT導入補助金2023の募集が始まりました。

<https://it-shien.smrj.go.jp/>

3.ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金(16次締切分)の受付が令和5年8月18日17時から始まります

<https://portal.monodukuri-hojo.jp/index.html>

4.法律 税務 労働 販路開拓の各相談窓口をご活用ください

<https://www.city.matsusaka.mie.jp/site/matsusaka-sangyo/soudan-madoguchi.html>

5.事業者の皆さんのお困りごとを解決するために専門家を無料で派遣しています

<https://www.city.matsusaka.mie.jp/site/matsusaka-sangyo/sien-haken.html>

1.三重県エネルギー価格等高騰対応(賃上げ型)生産性向上・業態転換支援補助金の締切日が近づいてきました

7月14日から募集が始まりました「三重県エネルギー価格等高騰対応(賃上げ型)生産性向上・業態転換支援補助金」の締切が約3週間後に迫ってきましたので、ご応募されます方は早い目にご準備を進めてください。

・補助対象者：

三重県内に主たる事務所または事業所を有する中小企業等、三重県版経営向上計画の認定申請を行うことができる者で、エネルギー価格等高騰の影響を緩和する生産性向上や業態転換の取組を実施することで、従業員の賃金引き上げにつなげようとする者

・補助対象事業：

エネルギー価格等高騰の影響を緩和し、従業員の賃金引き上げにつなげるために実施する以下

の経営向上の取組

- (1)省エネルギー機器や完全自己消費再生可能エネルギー装置の導入等による生産性向上
- (2)省力化・作業効率化・生産能力増強等のための設備導入による生産性向上
- (3)DXの導入による生産性向上
- (4)サプライチェーンの強靱化のための部素材の内製化、製造工程の見直し等の事業再構築
- (5)需要が見込める分野にシフトして収益の柱を作る事業再構築
- (6)新商品・新サービスの開発、新事業の立ち上げ等による事業再構築
- (7)新たな需要が見込める既存商品のブランド力強化による販路開拓
- (8)新たな顧客層の掘り起こしにつなげるための販路開拓
- (9)その他エネルギー価格等の高騰に対応するための取組

・補助限度額、補助率：

50万円(下限)～400万円(上限) 1/2以内

・募集締切日：

令和5年8月25日(消印有効)

・申請書の提出・問い合わせ先：

〒514-0004

津市栄町 1-891(三重県合同ビル5階)

公益財団法人三重県産業支援センター 経営支援課

三重県エネルギー価格等高騰対応生産性向上・業態転換支援補助金 係

TEL:059-253-1281

詳細につきましては下記 URL をご覧ください。

https://www.pref.mie.lg.jp/SHINSAN/HP/m0143000177_00019.htm

2.IT 導入補助金 2023 の募集が始まりました。

令和5年8月1日より、様々な経営課題を解決するための IT ツール導入を支援する IT 導入補助金の募集が始まりました。

類型は、「通常枠」「セキュリティ対策推進枠」「デジタル化基盤導入類型(デジタル化基盤導入類型)」「デジタル化基盤導入枠(商流一括インボイス対応類型)」に分かれています。

・通常枠(A・B 類型)

業務のデジタル化を目的としたソフトウェアやシステムの導入。

補助額、補助率：

A 類型 5万円以上 150万円未満 補助率 1/2 以内

B 類型 150万円以上 450万円以下 補助率 1/2 以内

5次締切日：

令和5年8月28日

<https://it-shien.smrj.go.jp/applicant/subsidy/normal/>

・セキュリティ対策推進枠

サイバーインシデントを防止するセキュリティ対策強化支援。

補助額

5万円以上 100万円以下 サービス利用料の 1/2 以内

5次締切日：

令和5年8月28日

<https://it-shien.smrj.go.jp/applicant/subsidy/security/>

・デジタル化基盤導入類型(デジタル化基盤導入類型)

会計ソフト、受発注ソフト、決済ソフト、ECソフトに補助対象を特化。複数の中小企業・小規模事業者のみなさまが連携してITツールを導入し、生産性の向上を図る取り組みにも対応。

補助額(基板導入経費)、補助率：

ソフトウェア等 50万円以下 補助率 3/4 以内

50万円超 350万円以下 補助率 2/3 以内

7次締切日：

令和5年8月28日

<https://it-shien.smrj.go.jp/applicant/subsidy/digitalbase/>

・デジタル化基盤導入枠(商流一括インボイス対応類型)

インボイス制度に対応し、受発注機能を有するITツール導入を支援。取引関係における受注者である中小企業・小規模事業者等に対して当該ITツールを無償で利用させる場合に補助。

補助額：

350万円以下

補助率：

中小企業・小規模事業者等が申請する場合 2/3 以内

その他の事業者等が申請する場合 1/2 以内

3次締切日：

令和5年10月2日

https://it-shien.smrj.go.jp/applicant/subsidy/digitalbased_invoice/

補助事業全体につきましては下記 URL をご覧ください。

<https://it-shien.smrj.go.jp/>

3.ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金(16次締切分)の受付が令和5年8月18日17時から始まります

中小企業・小規模事業者等が今後複数年にわたり相次いで直面する制度変更(働き方改革や被用者保険の適用拡大、賃上げ、インボイス導入等)等に対応するため、中小企業・小規模事業者等が取り組む革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行い、生産性を向上させるための設備投資等を支援する、ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金の受付が始まります。

・補助対象者：

中小企業等経営強化法 第2条第1項 に規定する会社または個人
(組合等の場合は公募要領8ページ以降をご覧ください)

<通常枠>

概要：

革新的な製品・サービス開発または生産プロセス・サービス提供方法の改善に必要な設備・システム投資等を支援

補助金額：

従業員数 5人以下 : 100万円 ~ 750万円
6人~20人 : 100万円 ~ 1,000万円
21人以上 : 100万円 ~ 1,250万円

補助率：

1/2、 小規模企業者・小規模事業者、再生事業者 2/3

<回復型賃上げ・雇用拡大枠>

概要：

業況が厳しいながら賃上げ・雇用拡大に取り組む事業者が行う、革新的な製品・サービス開発または生産プロセス・サービス提供方法の改善に必要な設備・システム投資等を支援

補助金額：

従業員数 5人以下 : 100万円 ~ 750万円
6人~20人 : 100万円 ~ 1,000万円
21人以上 : 100万円 ~ 1,250万円

補助率：

2/3

<デジタル枠>

概要：

DX(デジタルトランスフォーメーション)に資する革新的な製品・サービス開発またはデジタル技術を活用した生産プロセス・サービス提供方法の改善による生産性向上に必要な設備・システム投資等を支援

補助金額：

従業員数 5人以下 : 100万円 ~ 750万円
6人~20人 : 100万円 ~ 1,000万円
21人以上 : 100万円 ~ 1,250万円

補助率：

2/3

<グリーン枠>

概要：

温室効果ガスの排出削減に資する取組に応じ、温室効果ガスの排出削減に資する革新的な製品・サービス開発または炭素生産性向上を伴う生産プロセス・サービス提供方法の改善による生産性向上に必要な設備・システム投資等を支援

補助金額：

(エントリー類型)

従業員数 5 人以下: 100 万円 ~ 750 万円

6 人~20 人: 100 万円 ~ 1,000 万円

21 人以上: 100 万円 ~ 1,250 万円

(スタンダード類型)

従業員数 5 人以下: 750 万円 ~ 1,000 万円

6 人~20 人:1,000 万円 ~ 1,500 万円

21 人以上: 1,250 万円 ~ 2,000 万円

(アドバンス類型)

従業員数 5 人以下: 1,000 万円 ~ 2,000 万円

6 人~20 人:1,500 万円 ~ 3,000 万円

21 人以上: 2,000 万円 ~ 4,000 万円

補助率：

2/3

<グローバル市場開拓枠>

概要：

海外事業の拡大・強化等を目的とした「製品・サービス開発」または「生産プロセス・サービス提供方法の改善」に必要な設備・システム投資を支援

補助金額：

100 万円~3,000 万円

補助率：

1/2、 小規模企業者・小規模事業者 2/3

※ 大幅賃上げに係る補助上限額引上の特例あり

・ 16 次締切日：

令和 5 年 11 月 7 日

詳細につきましては下記 URL をご覧ください。

<https://portal.monodukuri-hojo.jp/index.html>

4.法律 税務 労働 販路開拓の各相談窓口をご活用ください

松阪市産業支援センターでは、事業を運営して行くにあたり直面する様々な課題を解決するため、法律・税務・労働・販路開拓の相談窓口を開設しています。事業者の皆さんからの予約をお待ちいたし

ております。

・開催日

税務相談 毎月第1木曜日

販路開拓相談 毎月第3水曜日

法律相談 毎月第3木曜日

労働相談 毎月第4水曜日

(開催日が祝日の場合、窓口はお休みさせていただきます)

(相談開催日の1週間前までに予約が必要です)

・開始時刻：

13時30分からと15時00分からの2回

・窓口会場：

カリヨンプラザ1階 支援センター相談室(松阪市日野町788)

・問い合わせ先：

松阪市産業文化部商工政策課 松阪市産業支援センター

TEL：0598-25-6520

E-mail：san.shien@city.matsusaka.mie.jp

詳細につきましては下記 URL をご覧ください

<https://www.city.matsusaka.mie.jp/site/matsusaka-sangyo/soudan-madoguchi.html>

予約につきましてはこちらのページから直接行えます。

<https://logoform.jp/form/TY2e/248761>

5.事業者の皆さんのお困りごとを解決するために専門家を無料で派遣しています

松阪市では、市内の事業者の皆さんが抱えているお困りごとを解決するため、各分野の登録専門家を無料で派遣する専門家派遣事業の受付を行っています。

例えば・・・

(1)販路拡大のために新たなチラシを作成したいので専門家のアドバイスが欲しい。

(2)事業承継を行いたいので、中期の事業計画を作成したいので専門家のアドバイスが欲しい。

(3)就業規則を見直しているので、専門家のアドバイスが欲しい。 等

お困りごとを解決したい事業者の皆さんからのご相談をお待ちしております。

・対象企業：

松阪市内に主たる事務所または事業所を有する中小企業者等

(創業に係る場合にあっては、開業届を提出し、松阪市内に主たる事務所を設置した者)

・派遣回数：

最大4回/1テーマ (年間2テーマまで)

・派遣費用：

無料

詳細及び申込につきましては下記 URL をご覧ください。

<https://www.city.matsusaka.mie.jp/site/matsusaka-sangyo/sien-haken.html>

登録専門家を確認したいときは下記 URL をご覧ください。

<https://www.city.matsusaka.mie.jp/site/matsusaka-sangyo/sien-senmonka2.html>

様々な補助金は松阪市産業支援センターのページで紹介しています。

<https://www.city.matsusaka.mie.jp/site/matsusaka-sangyo/hojyokin.html>

メールが不必要な方は下記にご連絡をいただきますようお願いいたします

発信元

松阪市産業文化部 商工政策課

松阪市産業支援センター

515-0084

松阪市日野町 788 カリヨンプラザ 1 階

TEL 0598-25-6520 FAX 0598-25-6521

URL <https://www.city.matsusaka.mie.jp/site/matsusaka-sangyo/>

E-mail san.shien@city.matsusaka.mie.jp
